

令和6年10月25日招集

第10回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第10回狹山市農業委員会総会

令和6年10月25日（金曜日） 開催場所 狹山市農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時10分

本日の出席農業委員 13名

1番	2番 落合 房子	3番 渡邊 隆夫
4番 増田 棟順	5番 堀口 一男	6番 齋藤 栄一
7番 森田 依見子	8番 仲川 知範	9番 室岡 芳浩
10番 清水 芳則	11番 大野 博文	12番 下村 辰次
13番 安藤 千鶴	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第10回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料
- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 生産緑地のあっせんについて

となります。よろしいでしょうか。

局 長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。これより第10回狹山市農業委員会総会となりますが、第9回に引き続きまして会長が体調不良につき、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので、同規則第10条の規定により、落合会長職務代理に議長をお願いして進めて参ります。最初に、会長職務代理からご挨拶を頂戴いたします。

職務代理 職務代理挨拶

- ・10/17、津南町農業委員会への視察
- ・11/16、狹山農業祭 … 津南町農業委員会のブースもあり
- ・利用状況調査の結果が事務局に提出 → 順次、処理される

事務局 ありがとうございます。それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 長 只今から、第10回狹山市農業委員会総会を開催します。
なお、先程、事務局から報告のありました議席番号 1 番 浅見会長につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号13番 安藤 千鶴委員と14番 増田 茂委員にお願いします。それでは、第10回総会の概要について事務局から説明してく

ださい。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。農用地利用集積計画（農用地利用集積等促進計画を含む）が、入曽地区1件、柏原地区1件の合計2件です。農地法第3条許可申請が、水富地区1件です。農地法第5条許可申請が、入曽地区4件、堀兼地区1件、水富地区1件の合計6件です。主たる従事者証明願いが、水富地区1件です。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、
3 堀兼地区（奥富推進委員）、（筋野推進委員）、（内田推進委員）、
4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、
6 水富地区（高橋推進委員）・・・各委員より報告

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題とします。議案第1号「農地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号1番について、ご説明いたします。
受人は入間川に在住、渡人はふじみ野市に在住。
土地の所在は、柏原字上ノ原 畑 1, 031㎡。
利用の区分は『新規』で所有権の移転であります。
認定農業者となっています。

議 長 質問等ございますか。 無いようでしたら、議案第1号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 次に、議案第1号2番について、ご説明いたします。本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（市が定める「農用地利用集積計画」と機構が定める「農用地利用配分計画」が統合したもの。）によるものです。

渡人は水野に在住、受人は行田市に組織を構える公益社団法人 埼玉県農林公社（埼玉県農地中間管理機構）、最終的な利用者は所沢市に在住。土地の所在は、大字水野字本堀他 1 1 筆
地目は 1 筆を除き、いずれも畑
地積は合計で 1 3, 8 1 6 m²。1 筆を除きといいますのは、登記簿地目は公衆用道路のため農地台帳への登載は見受けられないのですが、現況地目が畑となっていることから計画（案）に掲載するものです。利用の区分は『新規』、1 0 年間の賃貸借権の設定で、作付け計画は、果樹。なお、渡人でありますのもとで 3 年間、主にブドウの管理について研修してきた者です。経営改善計画につきましては、市では現在、相談等を受けながら認定に向けた作業を進めているところであります。この状況での農用地利用集積等促進計画を進めることにつきましては、県と調整済みです。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑、無いようですので利用集積計画につきましては、承認いただいたものといたします。次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 1 番について、ご説明いたします。
受人は広瀬に在住、渡人は広瀬に在住。土地の所在は、大字上広瀬字上ノ原 畑 5 2 4 m²で市営上ノ原団地の北に位置します。本件におきましては、法第 3 条第 2 項第 1 号における全部耕作要件を現地調査にて確認しており、法第 3 条第 2 項第 4 号における常時農業従事要件も確実と思われます。また、法第 3 条第 2 項第 6 号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。なお、申請地は受人所有農地の隣地であり、一体で利用することで効率的な作業が期待できます。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑、無いようですので、本件を許可とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号 1 番について、担当委員の説明を求めま

す。

委 員

議案第3号整理番号1番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字下原、地目は畑、地積は314㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
山王中学校のみ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は狭山市に居住で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号整理番号2番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字入間野、地目は畑、地積は363㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

- ・ 500m以内に公共公用施設が2以上ある はい

入間野小学校 入間野中学校

- ・ インフラの整備が進んでいる はい 上水道 ガス
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は八王子市に居住で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号3番について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字南入曾字屋敷裏 他1筆、地目は畑、地積は348㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は狭山市に居住で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にし

ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号整理番号4番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曽字町屋道、地目は畑、地積は350㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科 いぶき山整形外科
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ 上水のみ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は狭山市に居住するT氏で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適

- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願っています。

議長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第3号整理番号5番について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字堀兼字西平野 他1筆、地目は畑、地積は304.42㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
狭山台中学校 やまな歯科
- ・インフラの整備が進んでいる はい 上水道
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願っています。

議長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようです

ので、本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号整理番号6番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字八木前、地目は畑、地積は84㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
西武入間病院 狭山特別支援学校
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ 上水道のみ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住で、転用目的は住宅の敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第4号「主たる従事者証明願いについて」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号1番について、ご説明いたします。申出者は入間市に在住、死亡した者は広瀬台在住で両者は親子関係にあります。

買取り申し出事由が生じた日（死亡した日）。

買取り申し出生産緑地は、広瀬台4丁目 他1筆

畑 合計1705㎡。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『承認』とします。以上をもちまして、本日の議題は終了しました。次に、報告事項に移ります。農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局から順次、説明を求めます。

事務局 資料2をご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出は、2件22筆、地目はいずれも畑、地積は合計で29,372.25㎡、原因はいずれも相続によります。この届出2件によるあっせんにつきましては、現在、事務局におきまして、1件の一部につきまして集積の話を進めております。次に農地法第4条の規定による届出は、2件7筆、地目は田が2件、畑が5件、地積は田が168㎡、畑が660㎡で合計828㎡、転用目的はいずれも駐車場敷地です。次に農地法第5条の規定による届出は、3件8筆で、地目はいずれも畑、地積は合計で609.08㎡、転用目的はいずれも住宅敷地です。次に公共事業の施行に伴う一時転用の届出は、1件1筆、地目は畑、地積は2,310㎡のうち426.19㎡、内容は狭山市水道施設課が所管する管敷設工事に係る資材置場です。以上です。

議長 質問等ございますか。 無いようでしたら、生産緑地のあっせんについて、事務局の説明を求めます。

資料3をご覧ください。前に、勉強会を兼ねまして、市街化区域内農地のうち生産緑地の処分までの流れにつきまして説明いたします。

- 1 農業従事者の死亡、障害 → ①相続人等が農業を継続する（納税猶予も可能）②相続人等は農業せず（納税猶予は不可能）
- 2 ②の相続人等は、a.年に数回の除草作業も難しい
b.宅地並みの資産税を払い続けることはできない



【市街化農地につき、売り払いたい】 → 生産緑地の解除

- 3 主たる従事者証明の入手 = 農業委員会の審査、証明

(死亡若しくは重度の障害により、農作業ができなくなった要件を要す)

4 主たる従事者証明を都市計画課へ提出

5 都市計画課は、庁内及び農業委員会（農業従事者への情報窓口として）に対し、一定期間のあっせんを行う

6 買い入れ希望が無い場合、生産緑地が解除され、転用も自由となる

この様な流れになりますが、この案件は5のあっせん業務となります。必要な方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。ただし、買入価格は宅地並みの価格となっていますので、農家がこの条件で買い入れるのは、現実的ではないと思われますが…以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑はないようです。その他について、委員から何かありますか。事務局から何かありますか

事務局 農業祭のチラシを用意いたしました。お時間のある方は、是非、いらしてください。会場そばの駐車場は限りがありますが、市役所間で送迎用バスが運転されます。冒頭、職務代理からお話がありましたが、過日、お世話になりました津南町農業委員会も参加いただけるようです。

議 長 他にございますか。無いようですので、これをもちまして、第10回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。